



# 長野県報

6月25日(月)  
平成24年  
(2012年)  
第2380号

## 目 次

### 告 示

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（健康長寿課）	1
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（健康長寿課）	1
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（健康長寿課）	1
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（健康長寿課介護支援室）	2
保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課）	3
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	3
公共測量の実施（建設政策課）	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	4

### 公 告

消防法に基づく危険物取扱者講習の実施（消防課）	4
一般競争入札（情報統計課情報システム推進室）	5
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（3件）（県民協働・NPO課）	6
表彰規則に基づく表彰（人事課）	7
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（農地整備課）	7
地方公務員等共済組合法に基づく平成23年度決算の要旨（市町村課）	8

### 告 示

#### 長野県告示第464号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成24年6月25日

長野県知事 阿部 守一

#### 精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指 定 し た 年 月 日
佐久市岩村田1081-1	コスモファーマ岩村田薬局	平成24年 6月1日

健康長寿課

#### 長野県告示第465号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成24年6月25日

長野県知事 阿部 守一

#### 精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
松本渚寺島薬局 松本市渚1-7-1	寺島薬局松本渚店 松本市渚1-7-1	平成24年 4月20日

健康長寿課

#### 長野県告示第466号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成24年6月25日

長野県知事 阿部 守一

医療機関の名称	所 在 地	辞 退 予 告 期 間 終 了 年 月 日
大塚薬局	長野市みこと川114	平成24年 3月31日

健康長寿課

**長野県告示第467号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成24年6月25日

長野県知事 阿部 守一

**1 指定居宅サービス事業者**

## (1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
有限会社ワイエムケイ	訪問介護センター猿久保	佐久市猿久保473番地5-2-102	平成24年6月16日

## (2) 訪問リハビリテーション

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人博悠会	フランセーズ悠とぐら訪問リハビリテーション	千曲市上徳間337番地1	平成24年6月16日

## (3) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
有限会社ファインズ	宅幼老所ひなたぼっこの分家	上水内郡信濃町大字穂波162番地6	平成24年6月16日

## (4) 特定福祉用具販売

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
笹沢建設株式会社	笹沢建設株式会社	北佐久郡軽井沢町大字長倉3732番地6	平成24年6月16日

**2 指定居宅介護支援事業者**

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
一般社団法人ろぜっと	居宅介護支援事業所ろぜっと	千曲市大字内川625番地6	平成24年6月16日
有限会社ワイエムケイ	ケアプランセンター猿久保	佐久市猿久保473番地5-2-102	平成24年6月16日

**3 指定介護予防サービス事業者**

## (1) 介護予防訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
有限会社ワイエムケイ	訪問介護センター猿久保	佐久市猿久保473番地5-2-102	平成24年6月16日

## (2) 介護予防訪問リハビリテーション

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人博悠会	フランセーズ悠とぐら訪問リハビリテーション	千曲市上徳間337番地1	平成24年6月16日

## (3) 介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
有限会社ファインズ	宅幼老所ひなたぼっこの分家	上水内郡信濃町大字穂波162番地6	平成24年6月16日

## (4) 特定介護予防福祉用具販売

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
笹沢建設株式会社	笹沢建設株式会社	北佐久郡軽井沢町大字長倉3732番地6	平成24年6月16日

健康長寿課介護支援室

**長野県告示第468号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年6月25日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

長野市鬼無里日影字直路1386のイの1、1576のロ、1579、1580の1、1581、1628、1629の1、1629の2、字上沼1747のイ、1758

## 2 指定の目的

水源の涵養  
かんよう

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**森林づくり推進課**

**長野県告示第469号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年6月25日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡阿南町（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**森林づくり推進課**

**長野県告示第470号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年6月25日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡泰阜村7375の3、7375の4、7375の6、7375の7、7375の10、7375の13、7375の14、7375の19

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

泰阜村7375の3、7375の6、7375の10、7375の13、7375の14

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**森林づくり推進課**

**長野県告示第471号**

飯田市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年6月25日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

公共測量（基盤図作成）

## 2 作業期間

平成24年6月5日から平成25年2月28日まで

## 3 作業地域

飯田市

**建設政策課**

**長野県上田建設事務所告示第9号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年7月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年6月25日

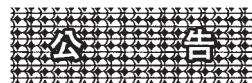
長野県上田建設事務所長 戸 谷 勝 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 254号
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市宮沢字反下94番の2地先から 上田市宮沢字戸羽377番の3地先まで	旧	m 6.5~10.0	km 0.3200
同上	新	m 10.0~33.0	km 0.3200

道路管理課

道路管理課

**公告**

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定による危険物取扱者講習を次のとおり実施します。

平成24年6月25日

長野県知事 阿部守一

- 1 日時及び会場  
別表のとおりとします。
- 2 講習対象者

消防法第13条の23に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者とし、講習区分ごとの対象者は、次の表のとおりとします。

ただし、現に危険物の取扱作業に従事していない危険物取扱者であっても受講することができます。

講習区分	講習の対象となる危険物取扱者
給油取扱所講習	給油取扱所において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者
一般（その他）講習	給油取扱所以外の施設において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者

**3 講習科目及び科目ごとの講習時間**

- (1) 危険物関係法令に関する事項 1時間
- (2) 危険物の火災予防に関する事項 2時間

**4 受講手続**

- (1) 提出期間及び提出書類

受講しようとする者は、別表に定める提出期間内に、危険物取扱者保安講習受講申請書（以下「申請書」という。）を提出してください。

- (2) 手数料

手数料（4,700円）は、長野県収入証紙により（申請書に貼って、消印しないこと。）納付してください。

- (3) 提出先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692の2

社団法人長野県危険物安全協会

電話 026-235-2790

**5 その他**

- (1) 講習当日は、危険物取扱者免状を持参し、受付に提示してください。
- (2) 申請書の用紙の交付請求及び講習についての問い合わせは、最寄りの消防本部（署）又は社団法人長野県危険物安全協会にしてください。
- (3) この申請書によって収集する個人情報は、危険物取扱者保安

**長野県諏訪建設事務所告示第5号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年7月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年6月25日

長野県諏訪建設事務所長 河西明彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岡谷茅野線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
諏訪市大字湖南字中河原6561番の1地先から 諏訪市大字湖南字南澤通3473番の4地先まで	旧	m 6.0~35.0	km 1.5180
同上	新	m 11.0~17.5	km 1.5180

道路管理課

**長野県上田建設事務所告示第10号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成24年7月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年6月25日

長野県上田建設事務所長 戸 谷 勝 彦

- 1 路線名 一般国道254号